

# 少年の非行対策に関する政策評価

## ～ 政府の少年非行対策の検証 ～

行政監視委員会調査室 やぎぬま みつひこ  
柳 沼 充 彦

### 《 要 旨 》

- ・ 総務省は、平成 19 年 1 月、少年非行対策に関する政策評価の結果をまとめ、関係府省へ意見の通知を行った。
- ・ 総務省は評価に当たり、政府の少年非行対策を対象や目的ごとに、不良行為少年への対応、いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策、初発型非行の防止対策、薬物乱用防止対策、再非行（再犯）の防止対策及びサポートチームによる連携の六つの施策群に整理した。
- ・ 本評価では、非行少年の減少という政策効果に着目し、把握可能で非行少年の増減の傾向を示すのに最も近いと考えられる少年人口 1,000 人当たりの検挙・補導人員等を政策効果を表す指標として使用し、各施策群ごとに設定した指標について、平成 12 年を基準とし、平成 13 ～ 17 年までの非行少年の検挙・補導人員の動向などを基に、効果の発現状況を測定した。
- ・ その結果、六つの施策群のうち、（一）及び （二） は国全体として効果を上げていると推測できる状況にない、（三）及び （四） は国全体として効果を上げていると推測できる、（五） は現時点で政策効果を表す指標を設定できず、効果を把握・分析することができないと判断された。
- ・ 効果を上げるための課題として、少年が非行に走らないようスポーツ、ボランティア活動などの居場所づくりや就労支援の充実、いじめに対する学校など関係機関的確な対応、子どもたちの規範意識の涵養などが指摘されている。

### 1. はじめに

総務省は、平成 19 年 1 月 30 日、少年非行対策に関する政策評価の結果をまとめ、関係する 5 府省に対し、意見を通知した。

本評価は、近年、少年非行の凶悪化・粗暴化が顕著となっている状況にあること、また、少年非行対策が関係府省の連携の下に総合的に取り組むとされていることから、総務省が評価専担組織として、府省の枠を超えて、政府全体としての統一性又は総合性を確保するために実施したものである。

以下、本評価の概要や今後の課題などについて述べることとする。また、本評価については、行政監視委員会で説明を聴取し、質疑が行われていることから、これについても紹介しておきたい。

## 2. 政策評価の背景

政策評価の概要を紹介する前に、少年非行の動向、政府の取組など評価を行うに至った背景について若干触れておく。

### (1) 近年の少年非行の動向

近年、非行少年の検挙人員の動向について見ると、平成 16 年以降減少傾向で推移しており、平成 18 年の検挙人員数は 11 万 2,817 人、少年人口 1,000 人当たりの検挙人員（人口比）は 14.8 人と、戦後最高を記録した昭和 58 年（検挙人員数 19 万 6,783 人、人口比 18.8 人）と比較すると低い水準となっている<sup>1</sup>。

年齢層別で見ると、14 歳、15 歳の年少少年の占める比率が高いものの、その比率は年々下がっており、また、凶悪犯の検挙人員は、平成 18 年は 1,170 人であるが、年々減少傾向にある。

このように、少年非行は一時に比し徐々に減少を見せているが、その水準はなお高く、また、少年の再非行率が年々高まりを見せ、平成 18 年は 30 %と、10 年前の平成 9 年と比較すると、8.8 ポイントの増加となっている。加えて、世間を震撼させる特異・重大な少年事件が相次いで発生している状況にある<sup>2</sup>。

### (2) 政府の少年非行対策の取組

政府は、次代を担う少年の健全育成、非行防止について、取り組むべき重要な課題の一つと位置付け、様々な施策を講じてきた。

平成 13 年には、「少年の凶悪・粗暴な非行等問題行動について当面取るべき措置」（平成 13 年 2 月 28 日青少年育成推進会議申合せ）を決定し、非行の前兆となり得る問題行動等の段階での的確な対応、最近の特異・重大な事件に関する動機・原因の解明などに取り組んだ。

そして、少年非行対策の推進には、街頭補導、学校教育・指導、少年院など矯正施設における教育など施策が多岐にわたり、関係機関が一体となって取り組む必要があるため、平成 15 年 6 月、全閣僚で構成する青少年育成推進本部を設置し、12 月には、青少年の育成にかかる政府の基本理念と中長期的な施策の方向を示した「青少年育成施策大綱」<sup>3</sup>を策定した。同大綱は、青少年を対象とし、青少年の社会的自立への支援及び非行を引き起こす家庭環境等の困難を抱える者への支援に重点を置き、年齢期ごとに取り組むべき施策を掲げており、そのポイントは、表 1 のとおりである。

また、非行やいじめ、校内暴力問題に対し、予兆の把握、深刻になる前の的確な対応をするには、関係行政機関の連携・協力が不可欠なことから、平成 16 年 9 月、推進本部の下に置かれた少年非行対策課長会議において、「関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について」と題する申合せを行っている。

こうした状況の中で、総務省も少年非行の動向に着目し、少年の非行対策が関係府省連

携による総合的取組とされていることから、平成 16 年の「行政評価等プログラム」において、当該対策を評価テーマの一つとして選定した。そして、少年の非行対策に関する関係行政機関の各種施策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析するとともに、少年の非行対策について、関係行政機関の各種施策が、総体としてどの程度効果を上げているかなど総合的な観点から評価を行うこととした。

表 1 青少年育成施策大綱の主なポイント

- 1 少年非行対策への総合的取組
  - ・少年非行事例等についての継続的な調査研究
  - ・具体的な非行防止のためのモデル開発等に基づく実証的、科学的な情報の提供
- 2 非行防止、立ち直り支援、多様な活動機会・場所づくり、相談活動
  - ・非行防止教室、薬物乱用防止教室等の開催
  - ・地域と連携した多様な活動機会の提供や場所づくりの推進
  - ・相談体制の充実
- 3 補導活動
  - ・街頭補導活動の強化
- 4 関係者の連携したサポート体制の構築
  - ・サポートチーム形成の推進、学校・警察連絡協議会等の活性化
- 5 更生保護、自立支援
  - ・保護観察の実効性の向上、少年の特性に応じた処遇の実施
  - ・少年院出院後、家庭に戻ることが難しい少年を収容する更生保護施設の充実など
- 6 いじめ・校内暴力対策
  - ・学校における規範意識を培う指導、教育相談体制の充実
  - ・小・中学校における出席停止制度の適切な運用

(出所) 内閣府ホームページを基に作成。

### 3 . 総務省による少年の非行対策に関する政策評価の概要

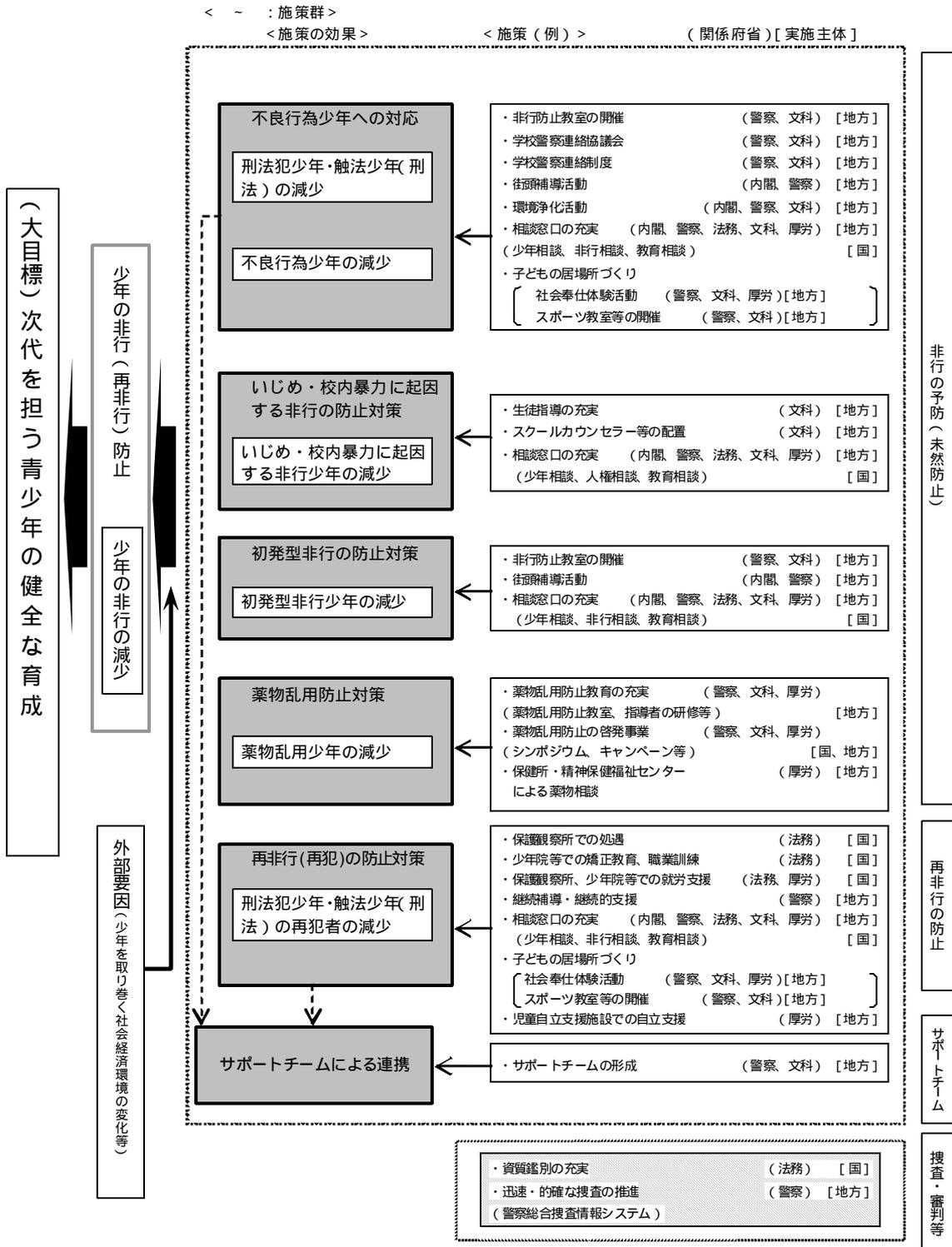
#### ( 1 ) 評価の対象とした政策

本評価では、「青少年育成施策大綱」等で総合的かつ効果的に取り組むこととされている国の行政機関の政策である少年非行対策を対象とし、関係 5 府省（内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省）、26 都道府県及び学校などに対し、調査を実施した。また、国、都道府県、市町村などの行政機関で少年非行対策に携わる実務者 1 万人を対象に、行政が力を入れるべき対策の重要度、実現度、関係行政機関の連携状況に関するアンケートを実施した。

#### ( 2 ) 少年非行の施策群ごとの整理

少年非行は関係施策が多岐にわたることから、効果の発現を的確に把握・分析することは困難である。そこで、少年非行対策が、少年による非行（再非行）を防止し、非行少年を減少させ、青少年の健全育成につなげるという目標を実現するために実施されていることから、総務省は、少年非行施策を対象や目的に着目して施策のまとめりとして捉え、不良行為少年<sup>4</sup>への対応、いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策、初発型非行<sup>5</sup>の防止対策、薬物<sup>6</sup>乱用防止対策、再非行（再犯）の防止対策、サポートチーム<sup>7</sup>による連携の六つの施策群に整理した（表 2 参照）。

表2 評価対象とした少年非行対策の体系図



(注) 1 調査結果に基づき、総務省が作成した。  
 2 部分が評価対象範囲であり、少年の非行対策を上記の ~ の六つの施策群に整理した。  
 3 部分は、犯罪捜査・家庭裁判所の審判等に関わる施策であり、今回の政策評価の対象としていない。

(出所) 『少年の非行対策に関する政策評価書』総務省、平成19年1月

### (3) 政策効果の把握手法

評価に当たっては、その客観的かつ厳格な実施を確保するため、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握することが必要である。そのため、総務省は、少年非行対策の政策効果は、少年による非行を防止し、非行少年を減少させることであるとの考えに基づき、政策効果の把握手法として、把握可能で非行少年の増減の傾向を示すのに最も近いと考えられる少年人口1,000人当たりの検挙・補導人員を指標として使用することとした。

なお、少年人口1,000人当たりの検挙・補導人員の増減により、効果の発現状況を把握・分析することについて、総務省は、非行少年の実人数を正確に把握することが困難であること、少年非行対策の実施とその効果の因果関係を立証する手法が確立されていないこと、非行少年の増減には社会経済情勢が影響していると思われることなど一定の制約があるとした上で、本評価を行っている。

そして、各施策群ごとに設定した指標について、総務省は、近年、非行少年の検挙・補導人員が最も少なかった平成12年を基準に、全国の数値が平成13～17年まで平成12年の水準より低く、特定の都道府県の減少ではないときに、国全体として一定の効果を上げていると推測できると判断することとした。

### (4) 評価結果の概要

各施策群ごとに、評価に用いた指標、効果の発現状況、指摘された主な課題は、表3のとおりである。

六つの施策群のうち、**1**、**2**及び**3**は、国全体として効果を上げていると推測できる状況になく、都道府県等の先進事例を参考に、地域の関係機関との連携の下、一体となって総合的かつ集中的に実施されるよう支援を行うことが必要とされた。**4**及び**5**は、国全体として一定の効果を上げている、**6**は現時点で政策効果を表す指標を設定できず、効果を把握・分析することができないとされた。

また、関係5府省において、個別施策の単位や一定単位で施策のフォローアップが行われているが、全体的なフォローアップとして不十分な状況が見られたため、施策の目的・目標、その達成状況を図る指標を整理した上で、関係指標の動向等に基づき、施策のフォローアップを行うとともに定期的に見直すこととされた。

表3 各施策群別 政策効果の発現状況と指摘された主な課題

| 施策群                  | 評価に用いた指標   | 効果の発現状況   | 指摘された課題   |
|----------------------|--|---|---|
| 不良行為少年への対応           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・刑法犯少年・触法少年（刑法）の検挙・補導人員</li> <li>・不良行為少年の補導人員</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・刑法犯少年・触法少年（刑法）の検挙・補導人員（人口比）は、平成16年以降、減少傾向にあり12年と同水準まで改善。</li> <li>・調査対象26都道府県のうち12都道府県（約46%）で増加。</li> <li>・不良行為少年の補導人員（人口比）は、17年は12年比増加、街頭補導活動の実施も影響しているとも考えられる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ、音楽、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動等に打ち込める機会の提供など少年の居場所の確保により、不良行為までの段階での確に対応し、非行少年に転落させないよう取り組む。</li> </ul>  |
| いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに起因する事件</li> <li>・校内暴力事件の検挙・補導人員</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに起因する事件、校内暴力事件の検挙・補導人員（児童生徒数比）が、いずれも13年から17年まで12年より低水準で推移。</li> <li>・ただし、16年以降増加傾向にあり、今後の動向に留意することが必要。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや校内暴力が多発する中学校、特に中学1年生になる段階での対応、全校的ないじめの把握、学校、家庭、地域と一層の連携を推進する。</li> </ul>  |
| 初発型非行の防止対策           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・初発型非行少年の検挙・補導人員</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・初発型非行少年の検挙・補導人員（人口比）は、13年以降、12年に比べ高水準で推移しているものの、16年以降は減少傾向にある。</li> <li>・調査対象26都道府県のうち約65%で増加。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・初発型非行少年の多数を占める中学生、高校生の段階において、警察、店舗等の協力を得て、万引き等の初発型非行が犯罪であるとの認識を深め、それらの行為を思いとどまる規範意識を身に付けさせる。</li> <li>・店舗の防犯対策など「万引き等をさせにくい環境づくり」を的確に推進する。</li> </ul> |
| 薬物乱用防止対策             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物乱用少年の検挙・補導人員（覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反など）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物乱用少年の検挙・補導人員（人口比）は、全国値で減少、調査対象26都道府県すべてで減少。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・増加傾向にある大麻やMDMA等錠剤型合成麻薬の乱用防止を推進する。</li> </ul>  |
| 再非行（再犯）の防止対策         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・刑法犯少年の再犯者数</li> <li>・刑法犯少年全体に占める再犯者の割合である再犯者率</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・刑法犯少年の再犯者数（人口比）及び全刑法犯少年に占める再犯者率がともに増加。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・審判不開始・不処分となった非行少年や保護観察等が終了した者に対する学習、就労等の機会の提供など地域社会における立ち直り支援を的確に行う。</li> </ul>   |
| サポートチームによる連携         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の少年に対する指導・支援のため、指標が設定できず。</li> </ul>                       | -   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象少年の保護者への協力確保やサポートチームを単なる情報交換の場に終わらせないことが必要である。</li> </ul>   |

(注) 表中の効果の発現状況は次のとおり。

...国全体として効果を発現していると推測される ...国全体として効果を発現していると推測できる状況にない

- ...指標を設定できず、効果を把握・分析できない

(出所) 『少年の非行対策に関する政策評価書』総務省、平成19年1月を基に作成。

#### 4 . 参議院行政監視委員会における議論

参議院行政監視委員会では、総務省から政策評価等の結果が公表されると、総務大臣等から説明を聴取し、質疑を行うこととしている。第 166 回国会においては、平成 19 年 3 月 14 日、菅総務大臣及び政府参考人から説明を聴取した後、4 月 11 日、総務省及び少年非行対策に取り組む関係府省に対し、質疑を行った。以下、その概要を紹介するとともに、評価手法や各府省の考えについて、それぞれ若干の課題を指摘しておきたい。

##### 〔政策効果を把握する指標について〕

本評価では、政策効果を把握する指標については、非行少年の増減の傾向を示すのに最も近いと考えられる少年人口 1,000 人当たりの検挙・補導人員等を用いている。しかし、検挙・補導人員の増減は、社会経済環境の変化等にも影響を受けることもあり、政策効果を判断する上で問題がないわけではない。こうしたことから、政策効果を把握するための指標がどのような観点から採用されたかが問われた。

これに対し、総務省から「本評価では、非行少年の減少という効果に着目して評価したが、不良行為少年、いじめ・校内暴力等の問題行動の見られる少年や非行を犯した少年の実人数の正確な把握はできない、少年の非行対策の実施とその効果の発現についての因果関係を立証する手法がまだ確立されていない、非行少年の増減には社会経済環境の変化といった外部要因が影響していると考えられるが、その度合いを測定できないなど種々の制約がある中で、把握可能で非行少年の増減の傾向を示すのに最も近いと考えられる少年人口 1,000 人当たりの検挙、補導人員等を政策効果を表す指標として使用し、その増減を分析した」旨の答弁があった<sup>8</sup>。

検挙・補導人員を指標とする今回の評価では、政策効果の発現状況を正確に把握するには限界があることを踏まえ、今後は、社会経済環境の変化などの要因を考慮した指標など、新たな指標の確立に向けた調査研究を行っていくことが必要であろう。

##### 〔少年の居場所づくりへの取組について〕

本評価では、少年の不良化を予防し、不良行為少年から立ち直らせるための対応として、スポーツ、音楽、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動等に打ち込める機会の提供が必要であると指摘されており、その取組状況について問われた。

これに対し、文部科学省から「放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保するため、厚生労働省と連携して、平成 19 年度から放課後子どもプランを開始することとしている。このプランは、学習やスポーツ、文化活動等の取組を提供し、地域の協力を得て、学習やスポーツ、文化活動等を通じて、異なる学年の子どもたちあるいは保護者を含む多様な地域の方々との交流活動を行うことにより、子どもたちに対して幅広い活動の場を提供することを目的としている」旨の答弁があった<sup>9</sup>。

子どもたちの居場所づくりは、その重要性を多くの人が認識しているものの、整備が進んでいないことが実務者へのアンケートでも指摘されており、今後、居場所づくりの取組

の充実・強化が必要であろう。

〔いじめ問題への対応について〕

昨秋以来、いじめを起因とした児童生徒の自殺が多く発生しており、いじめ問題に対する学校や教育委員会の対応が問われている。特に、被害生徒や保護者からの情報・相談により、いじめが明らかとなるケースが多く、いじめを解決するための学校、地域などの連携が不十分であることが本評価でも指摘されており、この点が委員会でも取り上げられた。

これに対し、文部科学省から「いじめの定義を見直し<sup>10</sup>、子どもの視点に立っていじめを把握できるようにしたほか、いじめの状況を把握する際にも、子どもたちに対してアンケート調査の実施などにより、各教育委員会、学校において適切な実態把握ができるよう指導している。また、全国の生徒指導担当者を集めた会議においても、いじめ問題を包み隠さず家庭、地域にも情報を速やかに提供し、家庭、地域の、地域ぐるみにいじめを取り組む体制が取れるように協議の場を設けるように取組の徹底を図っている」旨の答弁があった<sup>11</sup>。

いじめや校内暴力が中学1年生の段階で急増するとされており、特に、この時点で、これら問題行動を早期に把握し、児童生徒や保護者への指導などの確に対応することが必要であるとともに、関係機関との情報共有を更に推進することが必要となっている。

〔規範意識・倫理観の涵養について〕

本評価では、児童生徒、特に高学年になるにつれて、規範意識が低下していることが指摘されており、規範意識・倫理観の涵養、道德教育の充実の必要性について問われた。

これに対し、文部科学省から「奉仕体験活動などを通じて行動するきっかけを提供したり、優れたモデル授業の例を紹介するなど道德教育の充実に努めているほか、子どもたちが道徳的な価値、規範意識について自ら考えたり行動したりするきっかけになるように、平成14年4月から「心のノート」を全小中学生に配布しており、今後も道德教育の充実を図っていく」旨の答弁があった<sup>12</sup>。

しかし、これらの取組を進めてきたにもかかわらず、規範意識の希薄化が指摘されており、文部科学省は今後、原因分析を行い、道德教育の在り方も含めて効果的な取組を検討する必要がある。

〔少年へのアンケート実施の必要性について〕

少年が非行に走る背景・原因は、家庭、学校、友人関係など複数の要因が関係していると思われる。これらの要因を調査・分析することは、今後の少年非行対策を進める上で重要であることから、本評価では、少年非行対策に携わる関係機関の実務者にアンケートを実施した。しかし、一番の当事者である少年へのアンケートは実施されず、委員会でも、少年へのアンケート実施の必要性について質疑が行われた。

これに対し、総務省から「本評価では、内閣府の世論調査等各種の実態調査等の分析に加え、少年非行対策に従事する実務者1万人に対し、少年非行の実態、要因、必要な対策

についてアンケート調査を実施した。非行少年自身を対象とするアンケートも検討したが、アンケートに実態が正しく反映されるには非行少年との信頼関係が構築された上で行う必要がある、今回はその見通しが十分立たず見合わせた。今後の検討課題として勉強させていただきたい」旨の答弁があった<sup>13</sup>。

今回、非行少年との信頼関係が十分でないとして見送られたが、実際に少年と接する少年院の法務教官、保護司等を通じて少年に趣旨を十分に説明して実施するなど、今後、アンケート調査の実施に向けた検討をすべきであろう。

#### 〔関係府省の今後の取組について〕

本評価を受けて、今後の関係府省の少年非行対策について問われた。

これに対し、文部科学省からは「子どもたちに豊かな人間性や社会性をはぐくむため、長期宿泊活動や社会奉仕活動などの体験活動の積極的推進、学校での道徳教育など心の教育の充実に力を入れていく」旨の答弁が、警察庁からは「積極的な街頭補導、非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催による少年の規範意識の向上、関係機関と連携した万引き対策の推進、少年サポートチームによる立ち直り支援に力を入れていく」旨の答弁が、また、厚生労働省からは「少年院を出院又は保護観察処分となった少年のうち就労意欲の高い者を対象に、ハローワーク、少年院、更生保護機関が連携した就労支援チームによるきめ細かい職業相談・紹介、事業主の協力を得て職場体験講習、短期間のトライアル雇用などの取組を更に進めていく」旨の答弁があった<sup>14</sup>。

今後、関係府省が各施策群ごとに指摘された課題を中心に、連携して取り組んでいくことが必要である。

## 5. 結びに代えて

少年の非行対策に関する初めての総合的な政策評価である本評価によって、政府の少年非行対策が非行防止に必ずしも十分な効果を上げていないことが明らかとなった。

しかし、評価書では、都道府県の中には、行政や警察が中心となり、関係機関や地域と連携して、万引き防止や立ち直り支援を強化し、効果を上げている例も示されている。今後の少年非行対策を立案・実施していく上で参考になると思われ、最後に、こうした事例を紹介することで本稿を終えることとしたい。

広島県は、警察、教育委員会との連携の下、少年犯罪防止緊急対策プロジェクトチームを立ち上げ、「1年間で少年犯罪を10%減少」との目標を設定し、万引き防止に重点を置き、社会規範を守る少年の育成、少年の立ち直り支援、万引きをさせにくい店舗づくりなどに取り組んだ。この結果、少年犯罪件数が、平成15年度2万8,554件から16年度1万6,998件と25.6%減少した。行政が強いリーダーシップを発揮して、地域社会の協力を得て集中的に取り組むことにより、少年犯罪の減少を実現したものと言える。

また、大阪府では、警察、児童相談所などと連携して、警察に検挙された小・中学生の非行少年のうち、少年審判や児童相談所入所などの措置を受けていない者を対象に、料理

教室やロックバンド塾といったグループ活動による立ち直り支援を行っている。府及び警察が面接を行って少年の支援方法を決定し、支援実施後、少年ごとに検証を行う仕組みとなっており、平成 16 年度は、827 人の少年が対象となった。少年院など矯正施設において教育するのではなく、社会生活の中で立ち直りを図っていく取組は、少年にとって、興味を持って打ち込める機会の提供となることは容易に想像できよう。

本評価及びこれを受けた国会での議論などを踏まえ、今後、関係府省の連携が深められ、少年の非行対策への効果ある一層の取組が行われることを期待したい。

- 
- 1 『少年非行等の概要』（平成 18 年 1 ～ 12 月）警察庁生活安全局少年課、平成 19 年 2 月
  - 2 主なものとして、東京都板橋区の高校生による実父母殺人事件（平 17.6）、岐阜県中津川市の女子中学生殺人事件（平 18.4）などが挙げられる。
  - 3 内閣府ホームページ < <http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/taikou/mokuji.html> >
  - 4 飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為（不良行為）をしている少年をいう（少年警察活動規則 2 条）。ここでは、これら不良行為の段階で的確な対応を取ることによる少年非行の防止及び立ち直りを支援する施策を一つの固まりと捉えている。
  - 5 万引き、オートバイ・自転車盗、放置自転車盗などをいい、本格的な非行の入口になりやすいといわれている。
  - 6 覚せい剤取締法、大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法で使用が禁止されている薬物を指す。近年、検挙人員が急増している MDMA とは、Methylenedioxyamphetamine（メチレンジオキシメタンフェタミン）の略名であり、興奮作用と幻覚作用を併せ持つ錠剤型の合成麻薬で、別名「エクスタシー」と呼ばれる。
  - 7 問題行動を起こす個々の少年に、学校や警察など複数の行政機関がチームで指導・支援を行う取組。
  - 8 第 166 回国会参議院行政監視委員会会議録第 2 号 8 頁（平 19.4.11）
  - 9 第 166 回国会参議院行政監視委員会会議録第 2 号 12 ～ 13 頁（平 19.4.11）
  - 10 従前の「いじめ」とは、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」から、今回、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義を見直した。
  - 11 第 166 回国会参議院行政監視委員会会議録第 2 号 13 頁（平 19.4.11）
  - 12 第 166 回国会参議院行政監視委員会会議録第 2 号 19 頁（平 19.4.11）
  - 13 第 166 回国会参議院行政監視委員会会議録第 2 号 9 頁（平 19.4.11）
  - 14 第 166 回国会参議院行政監視委員会会議録第 2 号 9 ～ 10 頁（平 19.4.11）